

こんにちは、 日本共産党井上けんじです

日本共産党南地区委員会 ☎ 353-6311 自宅 ☎ (F兼) 691-3323 (携帯) 090-7880-9442

日本共産党京都市会議員団 ☎ 2 2 2 - 3 7 2 8 FAX 2 1 1 - 2 1 3 0

市会議員団ホームページ <http://cpgkyoto.jp/> E-mail info@cpgkyoto.jp

2023年3月12日



市バス運賃値上げ方針の撤回を 公営企業の在り方が問われている

|| 予算特別委員会 ||

公営企業（交通・水道局など）は、一般に「独立採算制」と言われています。運賃や水道料などで費用を賄うという考え方です。そこで交通局などは、赤字だから運賃値上げやむなし、という訳ですが、はたしてそれでいいのか。

一方、市バス地下鉄運賃値上げ予定との従来の方針でしたが、地下鉄は借金をすることで、当面、値上げ方針は撤回となりました。市民世論の成果です。

市の来年度予算を決める議会が開会中です。その予算委員会は三つに分かれ、井上議員は、党議員団の任務分担で、

交通局や水道局など「地方公営企業」担当です。井上議員は「地下鉄に続き、市バス運賃値上げ方針も撤回を」と求め、運賃収入だけで費用を賄う考え方を批判しました。

● 井上議員「市バス値上げ方針も撤回を。」
○ 交通局「赤字だから。」
● 必要があれば一般会計から繰入ができるのに、局の方針では「繰入に頼らない運営」と言っている。決意だけで利用は増えない。敢えてそんな方針を掲げ、一方でまもなく値上げ

地方自治法
第1条の2
地方公共団体は、住民の福祉の増進を図る…役割を担う…。

と言っても市民は納得できない。
○ 独立採算だから。
● 俗にそう言われているだけ。

※ ※
そこで井上議員は、「独立採算」を殊更に強調するのは法の趣旨から言っても間違いだと次のように指摘しました。

▼ 「住民の福祉増進」を目的とする地方自治体が経営する事業だ。▼ 公営企業法でも「公共の福祉」が「本来の目的」だ。

▼ 17条の2で「一般会計の負担」が先に書かれ、その後で「一般会計負担を除き、収入で充てる」となっている。

▼ 更にそれは別に、補助や出資が規定されている。コロナや物価高こそ、「その他特別の理由により必要がある場合」に該当する。▼ 値上げ回避の為に、一般会計からの繰入を、法律通り、増やすべき。

地方公営企業法

(経営の基本原則)

第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(経費の負担の原則)

第17条の2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計…において、…負担するものとする。

- 一 その…地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- 二 その地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の…経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計…において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

(補助)

第17条の3 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合、一般会計…から地方公営企業…に補助することができる。

(出資)

第18条 地方公共団体は、 " …一般会計…から地方公営企業…に出資をすることができる。